



令和2年4月16日

担当課	住宅政策課
担当者	宮田
電話	(073) 435-1099
内線	2867

住宅耐震化の促進について

本市では、住宅耐震化対策の補助事業の一環として、本市と独立行政法人住宅金融支援機構との協定により、現地建替補助の申請者で、長期固定金利住宅ローン「フラット35」を利用された方には、一定期間金利が引き下げられるサービスが始まることとなりました。

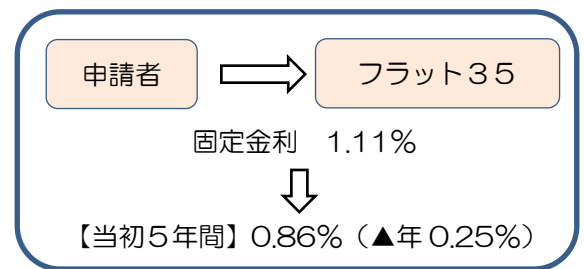
また、住宅耐震改修を行おうとする申請者の資金準備の負担が軽減される、補助金の「代理受領制度」の運用を始めます。

今後とも、災害に強いまちづくり実現のため、これらの制度や周知を徹底することで、住宅耐震化の促進を図っていきます。

1 現地建替補助と併せて住宅ローンの金利優遇制度（新設）

現地建替補助の申請者が、住宅金融支援機構と民間金融機関との提携による長期固定金利住宅ローン「フラット35(地域活性化型)」を利用される場合、当初5年間、借入金利の年0.25%引下げを受けることができます。

募集期間：5月8日～9月30日

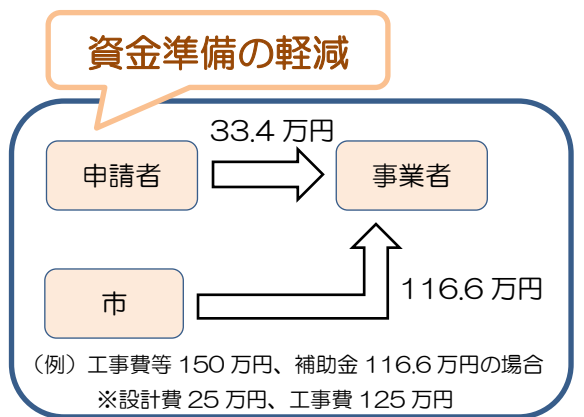


(図) フラット35 イメージ

2 耐震改修補助の代理受領制度（新設）

耐震改修事業者が、申請者に代わって補助金を受け取ることができる制度です。申請者は、耐震改修にかかる費用と補助金の差額のみを用意すればよく、資金準備が軽減されます。

募集期間：5月13日～12月11日



(図) 代理受領制度 イメージ

3 住宅耐震対策の補助事業

補助項目	補助内容	募集期間
木造住宅無料耐震診断	無料	随時受付
現地建替補助	最大126.6万円(上乘10万加算*含む)	5月8日～9月30日
耐震改修補助	最大116.6万円	5月13日 ～ 12月11日
改修と同時にリフォームした場合	最大126.6万円(リフォーム最大10万加算*含む)	
非木造住宅耐震診断補助	最大8万9千円	
除却補助	最大20万円*	
耐震ベッド・シェルター設置補助	最大36.6万円	5月18日～12月11日
ブロック塀耐震対策補助	最大40万円*	

*印の事業は、平成30年度から令和2年度までの期間限定の事業であり本年度が最終年度となります。